

(社)日本作業環境測定協会について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

| | | | | |
|----|------------------|----------------|-------------------|-----------------|
| 役員 | 常勤1人 (非常勤41人) | うち 国家公務員出身者 | 常勤1人※注 (非常勤3人) | 常勤1人 (非常勤3人) |
| 職員 | 常勤18人 (非常勤7人) | うち 国家公務員出身者 | 常勤1人 (非常勤0人) | 常勤1人 (非常勤0人) |
| 予算 | 4.8億円 | うち 国からの財政支出 | なし | 0.3億円 |

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

※注 国家公務員OB役員4名は、平成22年7月10日付けで全員退任。

《主な事務・事業》

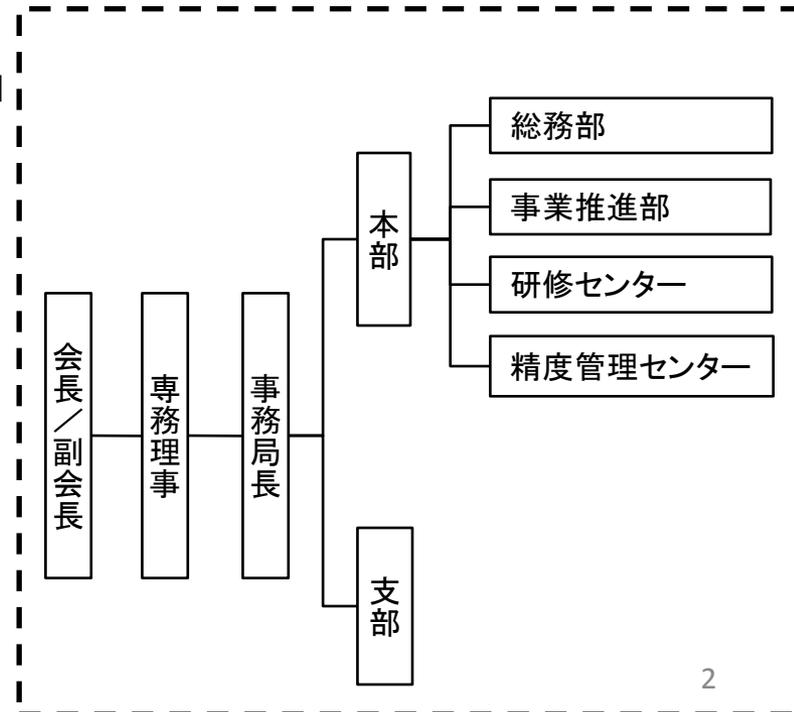
| 事務・事業 | 予算 (億円) | うち国からの 財政支出 |
|-------------------|------------|----------------|
| 測定士登録事務(指定事業)P3 | 0.2 | なし |
| 登録講習(登録事業)P5 | 0.8 | なし |
| 試験免除講習(登録事業)P6 | 0.1 | なし |
| 粉じん計の較正事業(登録事業)P7 | 1.4 | なし |
| 自主事業 | 2.3 | なし |

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

| | | | |
|----|--------------------|--------------------|-----|
| | | (全体) | 22% |
| 本部 | 2部2センター 6課(18人) | うち管理部門 1部2課(4人) | 22% |
| 支部 | 13支部 | うち管理部門 (-) | - |

* 支部は会員の事務所等に置き、専属の職員はいない。



作業環境測定士の登録事務の概要(指定事業)①

《登録事務概要》

1 登録制度

作業環境測定法第7条において、作業環境測定士(以下「測定士」という)となる資格を有する者が測定士となるには、測定士名簿に登録を受けなければならないとされている。

2 登録者数

登録者数の推移

| 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1種 | 346 | 201 | 183 | 193 | 266 |
| 2種 | 564 | 483 | 535 | 408 | 425 |
| 書換 | 608 | 584 | 683 | 502 | 503 |

(累計)新規 1種 5,582名 2種 7,603名
書換 9,010名

3 登録手数料(平成22年度)※政令に規定されている。

新規 1種 25,800円
2種 25,800円
書換又は再交付 3,450円

《登録制度の趣旨・指定理由》

1 登録制度の必要性

測定士が測定した結果が職場の環境評価に大きく左右されることから、高い倫理観を持って測定依頼主である事業者と接し、公正な測定結果を提示することが求められる。このようなことから、測定士の登録要件、登録の取消要件を規定した登録制度が設けられている。

2 当該法人を登録機関として指定する理由

日本作業環境測定協会は、測定法に規定する「全国の測定士の品位の保持並びに測定士及び測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とする」に該当するものであり、測定とその測定を担う測定士の登録に係る業務を一体的に実施できるため。

作業環境測定法(抄)

(日本作業環境測定協会)

第三十六条 その名称中に日本作業環境測定協会という文字を用いる一般社団法人は、作業環境測定士及び作業環境測定機関を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2～6(略)

作業環境測定士の登録事務の概要(指定事業)②

≪登録事務の流れ≫

・登録申請受付(随時申請)

(登録申請書受付から登録証発送まで概ね14日間)

※申請書類

- 新規登録
 - ①登録申請書
 - ②試験合格証又は資格を証明する書面
 - ③講習修了証
 - ④写真
 - ⑤住民票
 - ⑥手数料払込証明書
 - ⑦登録免許税領収書又は収入印紙

申請書類審査

登録証の作成

登録証の発送

* 登録証の交付は毎月5日と20日(発送日は交付日の翌日もしくは翌々日)

≪登録手数料の積算根拠≫

登録手数料: 25,800円

(1件当たりの単価)

人件費 12,515円

物件費(印刷費等) 13,315円

12,515円 + 13,315円 = 25,830円

≪登録事務の収支状況≫

作業環境測定士登録事務の収支状況

(千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 24,095 | 20,949 | 19,926 | 18,731 | 18,577 |
| 手数料 | 24,092 | 20,938 | 19,904 | 18,713 | 18,570 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3 | 11 | 22 | 18 | 7 |
| 支出 | 26,209 | 21,828 | 22,201 | 19,473 | 17,503 |
| 収支 | △2,114 | △879 | △2,275 | △742 | 1,074 |

作業環境測定士の講習事務の概要(登録事業)

《登録講習事務概要》

1 講習制度

作業環境測定法第5条において、作業環境測定士(以下「測定士」という)となる資格を有するには、作業環境測定士試験に合格し、登録を受けた者が行う講習を修了しなければならないとされている。

2 受講者数の状況

平成21年度 925人 平成20年度 920人
平成19年度 975人 平成18年度 995人

3 講習料(平成22年度)※日測協業務規程に規定

1種及び2種作業環境測定士講習 90,000円
1種作業環境測定士選択講習 80,000円
(※他講習機関においても同様の講習料)

《登録講習制度の趣旨》

1 講習制度の必要性

作業環境の実態を把握するためには、測定士が、空気環境その他の作業環境について、①測定地点・時間・分析手法等の検討(デザイン)、②機器を用いた測定対象物の捕集(サンプリング)及び③サンプリングした試料の定量・解析を正確に行うことが前提となるが、それには一定の知識を有するだけでなく、サンプリングや定量・解析等に必要な技術・技能を有することが必要である。このため、測定に係る技術・技能を一定レベル以上のものとするために、実技講習が不可欠である。

2 講習実施機関

測定士の登録講習については、日測協以外に財団法人労働科学研究所等4団体が実施している。

なお、登録制度に移行する平成16年3月より前は、日測協が指定法人として、講習を行っていた。

《登録講習事務の流れ》

- ・講習申請書受付(随時申請)
(申請書受付から修了証発送まで概ね45日間)
- ・受講資格審査
- ・講習料の請求(前納)
- ・受講票の発行(講習日のお知らせ)
- ・講習
- ・修了証の発送
 - <講習の科目>
 - 第一種測定士講習(放射線を除く)
 - 粉じん(2日間講習)
 - 特化物(2日間講習)
 - 有機溶剤(2日間講習)
 - 金属(2日間講習)
 - 第二種測定士講習(3日間講習)
 - 講習最終日に修了試験を実施(実技試験・筆記試験)

《登録講習の収支状況》

作業環境測定士講習の収支状況

(千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 90,726 | 87,225 | 84,069 | 72,824 | 80,049 |
| 受講料 | 90,726 | 87,225 | 84,069 | 72,824 | 80,049 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 61,719 | 60,436 | 58,506 | 57,553 | 54,444 |
| 収支 | 29,007 | 26,789 | 25,564 | 15,271 | 25,605 |

作業環境測定士の試験免除講習事務の概要(登録事業)

《試験免除講習事務概要》

1 試験免除講習制度

作業環境測定法施行規則第17条において、環境計量士、衛生管理者等一定の知識・技能を有すると認められる者に対し、作業環境測定士試験の一部又は全部を免除する規定があり、それらの条件の一つとして、試験免除講習の受講が規定されている。また、平成21年3月31日より、それまでの指定制度から登録制度へ移行され、平成21年7月17日日測協が登録された。

2 受講者数の状況

平成21年度 173人 平成20年度 169人
平成19年度 218人 平成18年度 286人

3 講習料(平成22年度)※日測協業務規程に規定

環境計量士を対象とした講習(2号講習) 48,000円
衛生管理者を対象とした講習(16号講習) 20,000円

《試験免除講習事務の流れ》

・講習申請書受付(随時申請)
(申請書受付から修了証発送まで概ね10日間)

・受講資格審査

・講習料の請求(前納)

・受講票の発行(講習日のお知らせ)

・講習(含む:修了試験・採点)

・修了証の発送

＜講習の科目＞

○環境計量士を対象とした講習(3日間講習)

○衛生管理者を対象とした講習(1日間講習)

○講習最終日に修了試験を実施(筆記試験)

《試験免除講習制度の趣旨》

1 講習制度の必要性

登録試験免除講習には2種類あり、①環境計量士の登録を受けた者が受講することで、放射線を取り扱う作業場の作業環境について行う分析の技術を除く全科目が免除になるものと、②衛生管理者免許を受けた者で一定の労働衛生の実務に従事した者が受講することで、共通科目のうち労働衛生一般及び労働衛生関係法令が免除になるものがある。

いずれも、作業環境測定に関して一定の技能・知識を有する者が、当該分野に係る知識を補足するために受講し、一部の試験が免除になるものである。

2 講習実施機関

測定士の登録試験免除講習については、現在、日測協のみから申請があり、日測協のみが登録されている。なお、登録制度に移行する平成21年4月より前は、日測協が指定法人として、講習を行っていた。

《試験免除講習の収支状況》

作業環境測定士免除講習の収支状況

(千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 5,107 | 6,974 | 7,324 | 5,222 | 5,365 |
| 受講料 | 5,107 | 6,974 | 7,324 | 5,222 | 5,365 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 2,408 | 3,315 | 4,120 | 3,927 | 3,913 |
| 収支 | 2,699 | 3,659 | 3,114 | 1,295 | 1,452 |

粉じん計の較正事業の概要(登録事業)

《較正事務概要》

1 測定機器の較正制度

粉じん障害防止規則第26条第3項において、粉じん濃度の測定について、簡易な測定機器を使用するとして、労働基準監督署長による特例許可を受ける場合には、登録較正機関により定期的に較正された簡易な測定機器を使用しなければならないとされている。

2 較正機器台数の状況

平成21年度:2,565台 平成20年度:2,469台
平成19年度:2,423台 平成18年度:2,325台

3 較正手数料(平成22年度)※日測協業務規程に規定。

較正料金:21,000円
較正証再発行:2,000円

《較正制度の趣旨》

1 測定機器の較正の必要性

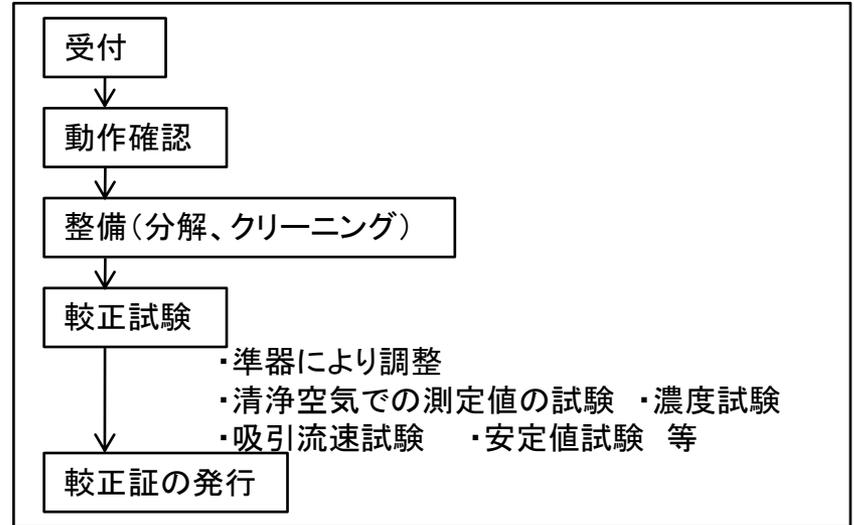
粉じんの簡易な測定機器(デジタル粉じん計)は、機器内に粉じんを吸引して計測する仕組みであるため、長期間の使用等の後では、正常な測定ができない状態である場合がある。このため、一定期間使用したものについては、分解、クリーニングを行うことにより、機器の精度を確保することが必要となる。

作業環境の状況を正確に把握することは、労働者の健康障害を防止するうえで非常に重要であることから、機器の精度を確保するために、一定の登録要件を満たした者による較正を行うこととしているものである。

2 較正実施機関

「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の24の4に登録基準が規定されている。なお、登録制度に移行する平成21年10月より前は、日測協が指定法人として、較正を行っていた。

《較正事務の流れ》



《較正事業の収支状況》

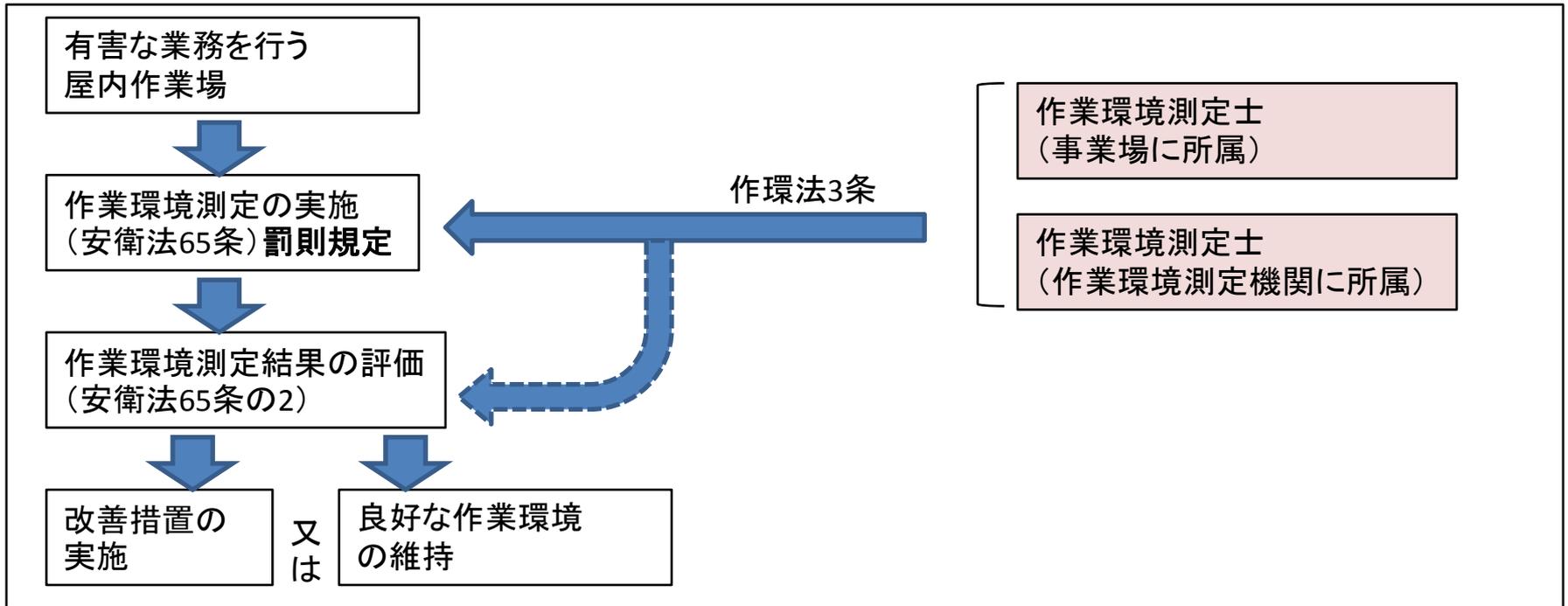
較正事業の収支状況

(千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 | 111,101 | 137,878 | 147,274 | 194,712 | 141,718 |
| 手数料 | 49,248 | 52,959 | 55,680 | 61,076 | 58,584 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他(※) | 61,853 | 84,919 | 91,594 | 133,636 | 83,134 |
| 支出 | 83,212 | 121,284 | 185,271 | 184,071 | 146,558 |
| 収支 | 27,889 | 16,594 | △37,997 | 10,641 | △4,840 |

※その他には、較正を行う前の分解、クリーニング、交換部品代等を含む

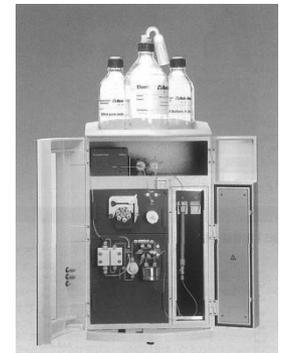
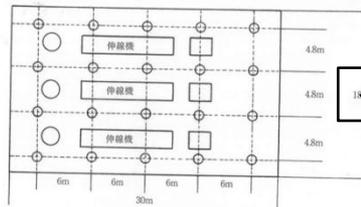
作業環境測定の概要



作業環境測定とは

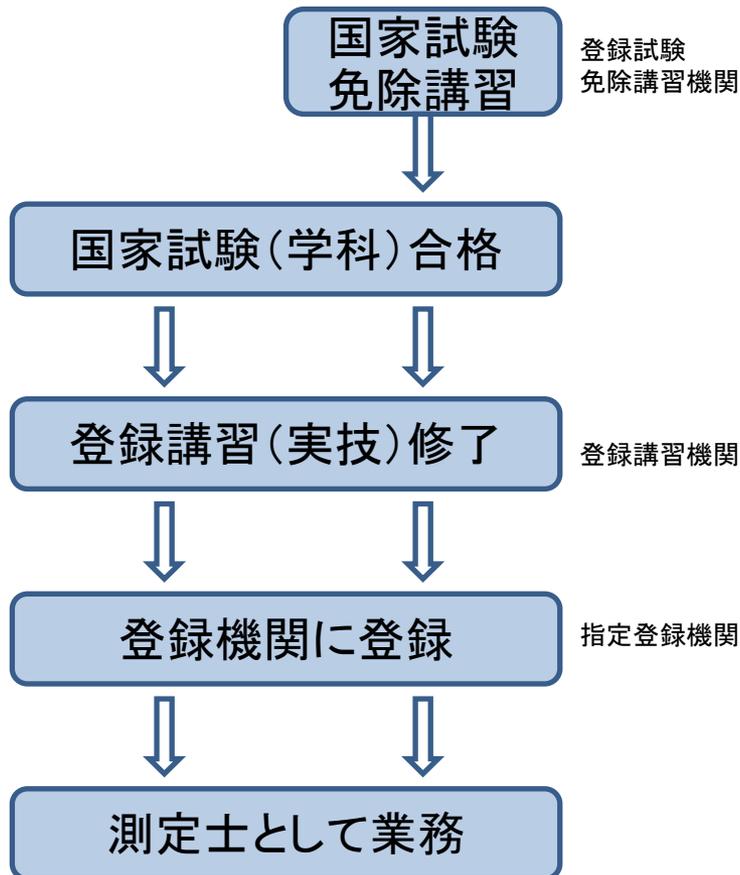
作業環境の実態を把握するための以下の一連の業務

- デザイン: 測定対象作業場の作業環境の実態を把握するため、作業場の諸条件に即し、以下のような項目を検討して測定計画を立てること
 - ・サンプリングの箇所
 - ・サンプリングの時間及び回数
 - ・分析機器
- サンプリング: サンプリング機器を使用して空気中の有害物質を採取すること
- 分析(解析を含む): サンプリングした空気中の有害物質に種々の操作を加えて、測定しようとするものを分離し、定量し、又は解析すること



作業環境測定士の概要

作業環境測定士になるには(原則)



作業環境測定士とは

作業環境測定士は、作業環境中に存在する粉じんや有機溶剤等の有害物の濃度を測定するため、事業場の有害物取扱作業場において、作業環境測定の実務を行う者のことである。

作業環境測定士の種類

(1) 第1種作業環境測定士: 登録の区分として、「鉱物性粉じん」、「放射性物質」、「特定化学物質」、「金属類」、「有機溶剤」の5種類の区分があり、それぞれの登録を受けた区分ごとに作業環境測定の実務が行える。

(2) 第2種作業環境測定士: 作業環境測定の実務のうち、デザイン、サンプリング及び簡易測定器を用いた分析(解析を含む)が行える。